

大阪、平4不4、平8.5.31

命 令 書

申立人 ジェーアール西日本労働組合
申立人 ジェーアール西日本労働組合福知山地方本部

被申立人 西日本旅客鉄道株式会社

主 文

本件申立てを棄却する。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者等

- (1) 被申立人西日本旅客鉄道株式会社（以下「会社」という）は、昭和62年4月1日、日本国有鉄道改革法に基づき、日本国有鉄道（以下「国鉄」という）が経営していた旅客鉄道事業等のうち、本州の西日本地域における旅客鉄道事業等を承継して設立された法人であり、肩書地に本社を置き、その従業員は、本件審問終結時約48,000名である。
会社は、京都府福知山市に福知山支社（以下「福知山支社」という）を置き、その下に福知山運転所（以下「福知山運転所」という）を置いている。
- (2) 申立人ジェーアール西日本労働組合（以下「西労」という）は、肩書地に主たる事務所を置き、会社従業員で組織する労働組合であり、その組合員は、本件審問終結時約4,700名である。
西労は、平成3年5月23日に、当時会社内に存在していた西日本旅客鉄道労働組合（以下「西鉄労」という。なお、西鉄労は、西労組と呼称されることもあった）から離脱した組合員が中心となって結成されたものである。
- (3) 申立人ジェーアール西日本労働組合福知山地方本部（以下「福知山地本」という）は、西労の下部組織であり、肩書地に主たる事務所を置き、福知山支社管内に勤務する従業員で組織する労働組合であり、その組合員は、本件審問終結時約240名である。
福知山地本は、その下部組織として福知山支部（以下「福知山支部」という）など4支部を置いており、福知山支部は同地本と同所に主たる事務所を置いている。
- (4) 会社には、西労の外、本件審問終結時、申立外西日本旅客鉄道産業労働組合（以下「西労組」という）等の別組合がある。
なお、西労組は、平成3年12月6日に、当時会社内に存在していた西

鉄労と西日本鉄道産業労働組合（以下「鉄産労」という）の組織統一により結成されたものである。

福知山支社管内においては、西鉄労及び鉄産労の下部組織であったそれぞれの福知山地方本部が、同4年1月12日に西労組福知山地方本部として統一された。

2 Y1助役のX1支部委員長に対する発言等について

- (1) 平成3年10月24日、本社から、会社取締役兼鉄道副本部長Y2ら6名が、同月の労働災害事故防止強化月間に係る実態調査のため福知山運転所を訪れた。当日の調査には、同運転所から検修助役Y1（以下「Y1助役」という）を含む助役以上の職制8名が出席した。

席上、福知山運転所長Y3（以下「Y3運転所長」という）が同運転所における労働組合別の組織率を説明した際に、本社側の出席者の中から、「他の職場に比べて、西労の組織率が高い」旨の発言があった。

- (2) 平成3年11月、福知山地本執行委員長X2、同書記長X3及び福知山支部執行委員長X1（以下それぞれ「X2地本委員長」、「X3地本書記長」、「X1支部委員長」という）は、Y1助役から福知山運転所内の検修助役室に呼ばれた。

席上、Y1助役は、「西労では検修職場を守れない。西労は検修職場を守るためにどういう方針を持っているのか。西労ではダメだ」と述べた。

これに対し、X3地本書記長は、「検修職場を守るために、西労は西労なりに努力をしている」と答えた。

当時、Y1助役は、検修職場の実務を統括する検修助役であり、また、西鉄労の組合員であって、西労組結成後は西労組の組合員となった。

なお、検修とは、車両の検査、修繕、管理の業務を言い、当時、福知山運転所では、研修助役以下86名がこの検修業務に従事していた。

- (3) 平成3年11月20日、西労は第3回臨時大会を開催し、平成4年春闘方針としてストライキ権（以下「スト権」という）の確立を決定した。
- (4) 福知山支社の検修職場では、平成2年以降の電化推進や業務効率化等に伴う業務量減少により、40数名の人員削減がおこなわれており、Y1助役は、この検修職場の業務量減と人員削減に歯止めをかけるため、新規業務の受命を目的として、特急電車の車両を福知山運転所に配置すること等の4項目の要望（以下この要望を「4項目要望」という）を福知山支社に行っていた。

また、福知山運転所の検修職場の有志約30名は、検修職場の増収活動の展開を図るため、自主的に企画増収グループ（以下「企画増収グループ」という）を結成して活動しており、Y1助役は同グループの顧問を務めていた。同グループのメンバーの大多数は、西労結成以降その組合員となっていた。

なお、X1支部委員長は同運転所において車両技術主任（以下「主任」という）を務めていたが、同グループのメンバーにはなっていなかった。

- (5) 平成3年12月7日、福知山運転所主任運転士であり、福知山支部執行委員であるX4（以下「X4執行委員」という）は福知山線の快速電車を運転中、停車駅である伊丹駅の停止位置を通過した上、同駅に無断で後退しようとし、車掌が非常ブレーキで電車を止めるという事故を起こした。

電車が停止位置を通過し、後退する場合には、通過した駅と連絡を取って後退しなければならないこととなっており、無断後退は更に重大な事故を起こす危険性があることから禁止事項とされている。

X4執行委員は国鉄時代の昭和57年8月に、また、会社発足後の同62年4月及び平成3年8月にいずれも停車駅通過事故を起こしており、同3年8月の事故の際には、上司から「再び事故を起こしたら、2度と乗務にはつけない」旨の注意を受け、「同様の事故を繰り返すようであれば、運転士の職を辞する」旨の反省文を提出していた。

- (6) 平成3年12月18日、同月7日の事故後、教育指導や事情聴取を受けていたX4執行委員は、運転士の業務を離れ、検修職場に勤務することとなった。この措置は、当面のものであり、配置換え辞令は発令されなかった（以下、同4年3月10日までの検修職場における勤務を「検修預かり」という）。同様の措置は社内において、一般的に「預かり」または、「見習い」と呼称されている。

- (7) 平成3年12月18日午後1時30分ごろ、Y1助役は福知山支社次長Y4（以下「Y4次長」という）を訪ね、同支社同和対策室長Y5とともに福知山支社近くの喫茶店に行った。これは、Y1助役からY4次長に話をしたいと電話をした上のものであり、同室長はY4次長から誘われて同席した。

喫茶店では、30分程度の雑談の後、Y1助役が、Y4次長に対し、4項目要望についてどう扱われているのかを尋ねたところ、同次長は「本社にもいろいろと働きかけているが、なかなか難しい」と回答した。これに対し、Y1助役が「何とかお願いしたい」と述べ、Y4次長は「決して検修職場を軽視している訳ではない」旨答えた。

Y4次長は、Y1助役とのやりとりの中で「今までいろいろ努力して成果を上げた。もし、ここで大きな事故や重大な事柄が発生すると支社はペしゃんこになってしまう」と発言した。

- (8) 平成3年12月18日夕方、Y1助役がX4執行委員と出会った際、同助役は同執行委員に対し、「今日、次長から支社に呼ばれ、組合の組織率の問題で何とかしてくれと頼まれた」と述べた。

- (9) 平成3年12月19日、Y1助役は、X1支部委員長を福知山運転所内の第2検修室に呼び、昨日、Y4次長から話があったとして、前記(8)記載と同じ内容を話した。

更に、Y1助役は、同支部委員長に対し、「西労の組合員を全部引き連れて、西鉄労へ行ってくれ。4項目要望等の仕事の確保のためにも、福

地山運転所、特に検修の組織率が高かったら非常に困る。なんとかY4次長の意を受けて働いてもらわれんか」と述べた。

X1支部委員長は、「組合組織の根幹にかかわる問題であり、一存では判断できない。別途返事をする」と返答し、福知山支部執行委員X5、同X6及び同X7（以下それぞれ「X5執行委員」、「X6執行委員」、「X7執行委員」という）と相談の上、Y1助役とのやりとりを、同日の支部執行委員会で報告した。また、X1支部委員長は、X2地本委員長に対しても、このやりとりを報告し、支部から要請するまでは、地本としての対応は保留するよう要請した。

- (10) 平成3年12月20日午前9時40分ごろ、Y1助役は、X1支部委員長及びX5執行委員に対し、「福知山運転所の西鉄労と鉄産労の統一までに西労から西鉄労に変われば、主流でいけるがどうか」「動労以来23年の付き合いから、一本釣りする」等述べた。

X1支部委員長は、X5執行委員、X7執行委員及びX6執行委員と協議し、同日午後1時ごろ、X1支部委員長らは、Y1助役に対し、「西労を辞めるのは、会社を辞めるときである。」と返答した。

なお、国鉄時代、Y1助役、X1支部委員長及びX5執行委員は、いずれも動労と呼ばれていた動力車労働組合に所属していた。

- (11) 平成3年12月21日午後5時30分ごろ、Y1助役から電話で呼び出しを受けたX1支部委員長は、X5執行委員の同席を求めた上で、第2検修室で同助役と会った。

Y1助役は、X1支部委員長に対し、「新しい組合へ行って、委員長をやれ。西労にいたのでは、仕事がとれない、西労の組織率が高すぎる」旨述べ、「どうしても、わしの言うことが聞けんのやったら、支社長に直接確かめてみる」「12月24日におれが一席設けたる」と述べた。

これに対し、X1支部委員長が、「自分の一存でどうこうなる問題ではない。執行委員会で話をすると述べたところ、Y1助役は、「執行委員会で十分検討してくれ」と述べて、3人は別れた（以下この会談を「12.21会談」という）。

- (12) 同日午後6時から9時ごろにかけて、福知山支部執行委員会が開催された。会議の中で、X1支部委員長は、同日と同月19日のY1助役の発言の内容を報告し、執行部としての態度を決める必要があるという提案を行い、以下のことが決定された。

- ・執行部としては、組合を裏切ることはいできない。
- ・Y1助役からの働きかけについて、執行部が常に組合員を守ることは不可能である。一般組合員については個々の判断に任さざるを得ない。
- ・12月24日の会合については、X1支部委員長が、西労を脱退しない決意を表明するため出席する。

執行委員会終了後の午後10時30分ごろ、X1支部委員長が検修助役室

に行くくと、Y 1 助役と 3 名の主任がいた。

X 1 支部委員長と Y 1 助役は主任らに席を外すよう求め、午前 0 時ごろまで、同日の執行委員会の決定内容について話をした。

その中で Y 1 助役は、「X 1 の気持ちは十分わかる。それ以上にわしも苦しんどるんや」「お前、何か条件があるんやったら出してみろ」「お前が条件を出すんであれば、すべて飲んで、よい方向に整理してやる」と述べたが、X 1 支部委員長は、「私は一切条件はありません」と答えた。

- (13) その後、Y 1 助役は、福知山支社の課長代理 Y 6（以下「Y 6 課長代理」という）と X 5 執行委員を電話で呼び出した。

Y 1 助役は、Y 6 課長代理に対し、「X 1 なり、わしが苦しんでいるのに、どうなっているんや」「4 項目要望は、どうなっているんや」と述べた。

更に、Y 1 助役は、X 1 支部委員長に対し、「お前とは 20 数年来の付き合いや。わしもこんだけ努力しとんや。そやけど、Y 6 が何もしてくれへん。X 1 どう思う。ほんま苦しいのう」と涙声で述べた。

Y 1 助役は、X 1 支部委員長に対し、「X 1 支部委員長は会社に残れるよう努力する。今後、西労に残る組合員についても保証する」旨の文章を B 5 版の紙に記し、Y 1 を丸で囲んだサインをした。Y 1 助役は、Y 6 課長代理に現認者になるよう求め、同代理にもサインをするよう求めた。

これに対し、Y 6 課長代理が「何の目的ですか」と聞くと、Y 1 助役は「お前何考えとんじゃ。ばかたれ」と言って、机を蹴り飛ばした。その後、Y 6 課長代理は Y 6 を丸で囲んだサインをした。

なお、同日昼休みに、Y 1 助役は福知山運転所内の各助役に対し、「おればかり検修で頑張っている。乗務や事務の担当助役は何もやっていない。あんたらも頑張れ」と述べていた。

- (14) 平成 3 年 12 月 22 日、Y 1 助役は、検修助役室において 10 数名の主任に対し、福知山支社長あての「西労結成以来、福知山運転所検修が生きていくために、何をすべきか検討を重ねてきた。私達の生活を守るためにも西労組へ帰る結論に達した。願いを聞き取りいただきたい」旨の署名を検修職場の西労の組合員から集めることを提案した。

同日から 24 日にかけて、主任らは署名を集め、また、署名に応じなかった者に対しては、Y 1 助役自らが、署名するよう説得した。検修職場は、交替制勤務であったが、24 日の午後 4 時ごろまでには 41 名分の署名が集められた（以下この 41 名の署名を「12.24 署名」という）。

- (15) 平成 3 年 12 月 24 日、午後 6 時過ぎから、料理屋「魚辰」において会合が開かれた（以下この会合を「魚辰会談」という）。当日の出席者は、福知山支社長 Y 7（以下「Y 7 支社長」という）、Y 4 次長、福知山支社運輸課長 Y 8、同支社総務課長代理 Y 9（以下、それぞれ「Y 8 運輸課長」、「Y 9 課長代理」という）、Y 3 運転所長、Y 1 助役及び X 1 支部委員長であったが、Y 7 支社長は遅れて出席した。

会合では、Y 9 課長代理が司会を務め、「本会は検修職場の企画増収グループの苦労話を聞き、他の職場の業務運営等に生かして行きたい」旨の趣旨説明を行った後、Y 4 次長が、企画増収グループの実績を称える挨拶を行い、その後、懇談に入った。

懇談の中で、Y 1 助役が「我々は検修職場を守りたい。そのために、企画増収グループをつくる等して努力してきた。支社にも 4 項目要望を行ってきたが、前進しない。今、福知山運転所では組合問題について社員の心が揺れ動いている。そこで、組合をとるのか、社員や家族をとるのかを徹底的に話し合った。その結果、会社側の考え方に同調する者が多く出た」と述べた。

Y 1 助役の発言の後、X 1 支部委員長が「Y 1 助役とは徹底的に話し合った。西労も増収に努力した。しかし、会社の考え方への同調は、Y 1 助役云々ではなく、社員が自分で考えたものである。自分は立場上、西労を脱退することはしない。今回のことは、社員 1 人ひとりが自分で考え、行動したものであるので、組合として新たな行動はしない。今まで、増収やQCにも頑張ってきたのに、何故西労ではだめなのか」と述べ、泣き出した。

このX 1 支部委員長の発言を受けて、Y 4 次長が「X 1 個人が悪いのやない。社会の流れやうねりがあったんじゃないか」と述べた。

更に、Y 1 助役は、「自分とX 1 支部委員長はその23年間、動労をつくり、守り育てて来た。ここで、X 1 を突き放すのは忍びないが、今の考え方では職場は守れない。私は社員の雇用を守るために一生懸命努力していく」と述べた。

その後、Y 9 課長代理は、Y 7 支社長を出迎えるために部屋を出た。午後 6 時30ごろY 7 支社長が到着し、Y 4 次長が当日の会合の経過を説明した後、同支社長が検修職場の努力に謝意を表す挨拶を行った。

Y 7 支社長の挨拶の後、Y 1 助役が「私は検修職場を守るために一生懸命努力するので、支社長にも努力していただきたい」と述べ、12.24 署名を同支社長に手渡した。

Y 7 支社長は、12.24署名に目を通した上でY 1 助役に返却した。

その際、Y 7 支社長は「経営環境が非常に厳しい福知山支社において、社員が自分で考えて会社の考え方を理解し、1 人ひとりが行動するということは、社員にとっても、会社にとってもいいことですね」と述べた。

その後、Y 7 支社長は途中退席し、Y 1 助役とX 1 支部委員長は動労時代の話や検修職場の増収活動について、涙ながらに話をした。

会合は、午後 7 時30分ごろに終了した。

ところで、X 1 支部委員長は、魚辰への出発前に、検修助役室に寄り、その場でY 1 助役から12.24署名を見せられ、コピーを手渡されていた。

また、魚辰へ向かう車中、Y 1 助役は、X 1 支部委員長に対し「この41名の署名の結果で、支社がどうでるかちょっと見ものやぞ」と述べて

いた。

(16) 魚辰会談散会后、X 1 支部委員長は、組合事務所に戻り、開催された支部執行委員会において魚辰会談の内容を報告した。また、同支部委員長は同執行委員会終了後、同執行委員会に陪席していた X 2 地本委員長及び X 3 地本書記長に、福知山地本として協力できることは協力して欲しいと要請した。

(17) 平成 3 年 12 月 28 日、Y 1 助役は、X 4 執行委員を呼び出し、「われらは仕事を取られると何もできん。そういう弱い立場や。今回のことは、わしのすることを見とれ。検修になじむよう努力せよ」と述べた。

これに対し、X 4 執行委員は「検修になじむよう努力する」と答えた。

3 Y 1 助役の X 4 執行委員に対する発言等について

(1) 平成 4 年 1 月 6 日、福知山支部執行委員会が開催され、組織問題に対応するため、同月 9 日から 11 日にかけて全員集会を開催すること及び組合員の団結署名を行うことを確認した。

(2) 平成 4 年 1 月 6 日、西労本部書記長 X 8（以下「X 8 書記長」という）及び X 2 地本委員長ら地本三役と Y 1 助役及び事務助役 Y 10（以下「Y 10 助役」という）は福知山市内で会合を持ち、X 8 書記長は Y 1 助役に対し、「Y 1 助役が前面に出て西労の組合員に働きかけを行うのは不当労働行為である」と述べた。

(3) 平成 4 年 1 月 7 日朝、Y 1 助役は、X 4 執行委員を検修助役室に呼び出し、同執行委員に対し、「お前を検修に配属する辞令が次長のところで止まっている」「相手は条件を言ってきた」と述べ、更に、「検修に配属する辞令を出すための条件は、お前が執行委員をやめることである」と述べた。

また、Y 1 助役は、この席に Y 10 助役を呼び出し、X 4 執行委員の辞令の件について、「お前、知っとるか」と聞いた。

後日、Y 1 助役は、X 4 執行委員に対し、上記発言は雑談であったと述べた。

(4) 平成 4 年 1 月 7 日午後 4 時 30 分ごろ、業務中の X 4 執行委員が Y 1 助役から電話で呼び出され、検修助役室に行ったところ、居合わせた主任が「組合事務所に行った。早く行け」と告げたため、同執行委員は、組合事務所に向かった。

X 4 執行委員が組合事務所に着くと、事務所内には Y 1 助役のほかに X 2 地本委員長と X 3 地本書記長がいた。

X 4 執行委員は、Y 1 助役に対し、「勤務時間中ではないのか」と述べたところ、Y 1 助役は、「かまわないから入れ」と述べて、入室させ、同執行委員に対し、「X 4、おまえ執行委員やめろ」と発言した。

X 4 執行委員と X 2 地本委員長らは、Y 1 助役に対し、「これは、不当労働行為である」と抗議したが、同助役は「それは分かって来ている」と答えた。

後日、福知山支社は、Y 3 運転所長に対し同月 7 日の Y 1 助役の組合事務所への訪問について調査を命じ、同所長から、同助役が構内巡回中に組合事務所に立ち寄り、雑談をしたものである旨の報告を受けた。しかし、福地山支社は、Y 3 運転所長を通じて Y 1 助役に対し、助役として勤務時間中に組合事務所に入入りし、不当労働行為と誤解されるような発言があってはならない旨の注意を与えた。

- (5) 平成 4 年 1 月 8 日夕方、X 4 執行委員が主任の Y 11（以下「Y 11 主任」という）に対し、「今日、昼休みに検修職場の企画増収グループの集会をしたのか」と尋ねたところ、Y 11 主任は「集会をした」と答え、更に、X 4 執行委員が「12.24 署名どおり西鉄労に行くという話をしたのか」と問うたところ、Y 11 主任は「した」と答えた。これに対して、X 4 執行委員は「そんなことをやってええんか。そんなことをやったら、この職場はめちゃくちゃになってしまう」と抗議した。

同日午後 6 時 30 分ごろ、Y 1 助役は組合事務所にいた X 1 支部委員長に電話をかけ、「X 4 執行委員は検修で預かれない」と述べた。

Y 1 助役から電話があった時、組合事務所には X 1 支部委員長のほかに X 4 執行委員ら福知山支部と福知山地本の執行委員が 5、6 名いた。

X 4 執行委員は、X 1 支部委員長らに対し、「Y 1 助役の対応は、不当労働行為であり、組合で対処して欲しい」と求めたが、同支部委員長や他の執行委員から「今の西労の力では X 4 執行委員を守れない、執行委員の辞任もやむを得ない」という意見が出され、同支部委員長は同執行委員に対し、「Y 1 助役が怒っているのです、謝ってきたらどうか」と述べた。

- (6) 同日、午後 7 時 40 分ごろ、X 4 執行委員は検修助役室に Y 1 助役を訪ねて、「執行委員を辞任する、検修になじむよう努力する」と述べたが、同助役は、「X 4、今日、お前はわしの手をかんだ」「今日、わしは留守にしておったが、お前が何をしてるのか全部分かってるんや」「お前はもう検修では預かれん」と述べた。

その後、午後 10 時ごろ、X 1 支部委員長は、検修助役室に行き、Y 1 助役に対し、X 4 執行委員の件は自分に任せてくれと頼んだ。

なお、同日以前に X 1 支部委員長は、Y 3 運転所長及び Y 1 助役に対し、X 4 執行委員が福知山運転所内に残れるよう依頼していた。

- (7) 平成 4 年 1 月 9 日午前中、X 4 執行委員は Y 1 助役から呼び出され、検修助役室を訪ねたところ、同助役は同執行委員に対し、「お前を検修で預かるわけにはいかん」と述べ、X 1 支部委員長も同席させたうえ、「地本も地本や、何を考えとんや」「X 2 を呼べ」と述べた。このため、同執行委員が X 2 地本委員長を呼んだ。

X 2 地本委員長が来た後、Y 1 助役は同地本委員長らに対し、「X 4 は検修で預かれない。行動がなつとらん。地本委員長としてどうするか考えを聞きたい」「ここで話をしてもあかん。所長の考えも聞きたい」と述べた。

べ、その後、同人らは福知山運転所長室（以下「所長室」という）へ移動した。更に、Y 1 助役は、福地山支部副執行委員長 X 7、X 5 執行委員及び X 6 執行委員を呼び出した。

- (8) 所長室では、Y 3 運転所長の他に、首席助役 Y 12、Y 10 助役及び指導助役 Y 13 が同席した。

席上、Y 1 助役は Y 3 運転所長に対し、「X 4 を検修で預かってきたが、X 4 は職場の空気を乱す。検修では預かれない」と述べ、同意を求めたが、同運転所長は特に返答しなかった。

X 2 地本委員長は、「Y 1 助役、そう言わんと検修で預かって欲しい。仕事をさせて欲しい」と述べたが、Y 1 助役は「あかん。支社もそういうふうにする」と答えた。X 1 支部委員長は、同助役に対し、「お願いします」と土下座して頼み、それを見た X 4 執行委員は「委員長、そこまでしてもらわなくてもええ」と述べた。

Y 1 助役は、X 1 支部委員長に対し、別室で話をしたいと提案し、同支部委員長は、X 5 執行委員の同席を求めた上で、同助役と所長室近くの休憩室で話合いを行った。

この話合いの中で、X 1 支部委員長は「X 4 執行委員を助けるために、何か条件はないのか、条件があれば出してくれ」と述べた。

これに対し、Y 1 助役は「わしも上から言われとるんや。しかし、X 1、お前の気持ちもようわかる」と述べ、検修で預かるための条件として、X 4 執行委員が、①執行委員を辞任すること、②4月から1年間、どこの組合にも所属しないこと、③検修一筋で努力することを挙げた（以下この3つの条件を「3条件」という）。

この休憩室での協議の後、Y 1 助役と X 4 執行委員が別室で話し合い、その中で、同助役は同執行委員に対し、3条件を提示し、同執行委員は受諾する旨答えた。

また、Y 1 助役は X 4 執行委員に対し、「お前が組合におると何をするかわからん。とにかくここは黙って白紙になって、わしのすることを1年間黙って見ておれ」と述べた。

Y 1 助役と X 4 執行委員は個別の話合いを終えると、所長室へ戻り、同助役は、Y 3 運転所長に対し、「X 4 執行委員は、検修で預かることにした」と述べ、X 4 執行委員は、「検修職場で白紙で頑張る」と述べた。

- (9) 所長室を出た後、X 1 支部委員長と Y 1 助役は検修助役室に行ったが、同助役は、「どうもこれでは信用できん。X 4 に一筆書かせてくれ」と述べ、同支部委員長は X 4 執行委員を呼び、書面を作成するよう求めた。

X 4 執行委員は「私は、今後1年間検修一筋で白紙で頑張ること誓う」旨の Y 3 運転所長宛の文書を作成した（以下この文書を「1.9誓約書」という）。

X 1 支部委員長は、この1.9誓約書に署名捺印した上、Y 1 助役に手渡し、X 4 執行委員は退出した。

1.9誓約書を受け取ったY1助役は、書面の文章の中にX4執行委員が事故を起こしたことについての反省が抜けているとして、書き直すよう求め、X1支部委員長に返却した。その後、X1支部委員長は、X4執行委員に対し、1.9誓約書の書き直しを求めた。

X4執行委員は、1.9誓約書を書き直し、数日後、Y1助役のところを持参したが、同助役は、「あれはもうええさかいのう」と述べ、受け取らなかった。

その後、X4執行委員は、西労から脱退せず、執行委員の辞任もしていない。

(10) 平成4年1月9日から11日にかけて、福知山支部は、全員集会を開催し、検修職場における組織問題の報告と意思統一、団結署名を行った。

(11) 平成4年1月10日午前10時30分ごろ、X2地本委員長とX3地本書記長は、Y4次長に対し、会社が組合に組織破壊攻撃をしているとして、その即時中止を求める旨の申入れを口頭で行った。

これに対し、Y4次長は、「調査する。支社は関与していない」と返答した。

(12) 平成4年1月13日、福地山地本は、福知山支社に対し、次の内容の緊急申し入れを文書で行い、同月16日までに回答するよう求めた。

「①西労では仕事は守れないとはどういうことか明確にされたい。

②現場管理者が西労の組合員に対し、組織破壊攻撃をかけているが、支社はどのような指導をしているのか明らかにされたい。

③X4執行委員の辞令はいつでるのか。遅れている理由を明らかにされたい。」

これに対し、会社は後日、次の回答をした。

「①西労で仕事を守れるとか守れないということはない。

②調査の結果、現場管理者が西労の組合員に対し、組織破壊攻撃をかけているというような事実はない。

③X4執行委員に関する人事の案件は組合に説明できない。」

(13) 平成4年1月19日、X1支部委員長は、検修職場混乱の責任をとるとして支部委員長を辞任した。

(14) 平成4年1月20日、福知山地本は、福知山支社に対し、次の内容の緊急申し入れを文書で提出した。

「①平成3年12月24日の福地山支部A役員と福知山支社長以下幹部との会合は何が目的であったのか、また、その席上で西労への組織介入があり、支社が関与している。事実を明らかにされたい。

②今回の組織介入は、B助役の発言にあるように、支社の指示によるものである。事実を明らかにされたい。

③平成4年1月7日、B助役が、組合事務所で同支部役員に執行委員の辞任を強要したが、これは不当労働行為である。支社はこの事実をどう受けとめるのかを明らかにされたい。」

- (15) 平成4年1月21日、福知山支社は、福知山地本に対し、前記(14)記載の緊急申入れについて、次の回答を行った。
- 「①平成3年12月24日の業務打合わせ会では申入れに指摘の事実はなかった。
- ②についても、そのような事実はなかった。
- ③について、B助役はY1助役を指すと思われるが、強要の事実はなく、勤務時間中に組合事務所に出入りしたり、誤解されるような言動は慎むよう同助役を指導した。」
- また、同日、既に辞任していたX1支部委員長を除く福知山支部の役員が総辞職した。
- (16) 平成4年1月23日、午後6時過ぎから企画増収グループの会議が開催された。
- 会議では、増収活動についての話の後、Y1助役が、「午後5時29分以降、わしは助役ではない。西鉄労の組合員だ。わしはお前らを出向に向かうホームで見送りたくない。西鉄労に帰ってこい。西労の者がお前らに何か言ってきたらわしが守ってやる。2階へ行って判子をつけてこい」と述べた。
- その後、2階の検修室で主任Y14が立ち会う中、約20名の西労の組合員は西労脱退届、西労組加入届及び西労組の組合費引き去り依頼書に署名、捺印した。
- (17) 平成4年1月23日、福知山地本は、西労に所属する検修職場の9名の主任に対し、同主任らの行動は、いかなる理由があっても組合の団結を乱すものであり、規約に基づき対処する旨の警告文を出した。
- (18) 平成4年1月24日、福知山地本は、福知山支社に対し、同月23日、Y1助役が西労の組合員に脱退強要を行ったとして抗議文を提出した。
- 同日夕方、福知山支社は、福知山地本に対し、この抗議文について、同月23日、の午後6時ごろに検修社員のイベント会議があり、その席上でのことが、問題となっているのではないかと思われるが、この会議は時間外の自主的な会合であること、また、これは、組合間の問題でもあるので、会社がY1助役に対し、とやかく言う問題でない旨回答した。
- (19) 平成4年1月28日、福地山支社と福知山地本は同月7日のY1助役の行為について話し合いを行い、同地本は、①Y1助役を福知山運転所から転出させること、②同助役が勤務時間中、組合活動を堂々とする行為に対する福知山支社の指導性について回答することを求めた。
- これに対し、Y4次長は、①については、人事に関する事なので説明できない、②Y1助役の組合活動を規制することは、同助役自身の所属する西労組の組合活動に対する不当労働行為になるので、不可能である旨回答した。
- (20) 平成4年1月29日朝、X7がX4執行委員に対し、「お前、検修におりたかったら、おとなしくしとけ。Y1助役は昨日、X4執行委員が掲示

板にビラを張っていたことも運転所長に言いに行っているぞ」と述べた。

なお、X 4 執行委員が前日の夕方、福知山地本が福知山支社に対し不当労働行為について抗議をしたという内容のビラを組合掲示板に貼付していたところ、その横を Y 1 助役が通り過ぎたことがあった。

その後、午前 8 時 50 分からの点呼時、Y 1 助役が組合掲示板を見ながら、主任の Y 15 に対し、「おい主任、今日、X 4 を見習いにつけてよい。わかったな」と大声で発言した。

午前 9 時ごろ、X 4 執行委員は、検修助役室に呼ばれ、主任全員が集合した前で、Y 1 助役から「X 4 は辞令が出とらん。今日から見習いにつけない。責任はわしがとる。今日から環境整備だ。わかったな」と告げられた。

X 4 執行委員は、その日、1 日中、環境整備として、草むしりをさせられた。

草むしりの最中に、主任の Y 11 が来て、「X 4 さん、ぼちぼちでいいぞ。Y 1 助役が何で怒っているかわかるか。X 7 さんが言っていた話を聞いたか」と述べた。

また、同日、午前 11 時ごろ、X 4 執行委員は Y 1 助役から呼び出しを受けた。

Y 1 助役は、X 4 執行委員に対し、「家に脅しの電話が架かっている。これは脅迫や。勝負しよか」と述べ、「X 4、おまえのこと誰が心配したんや。わしがしてるやないか」と述べた。

更に同日午後 3 時ごろ、X 4 執行委員は再度、Y 1 助役に呼ばれた。

Y 1 助役は、X 4 執行委員に対し、「X 4、もう限界や、休戦協定結ぼう」「西鉄労から西労へ全部戻せ言うのやったら戻す。今度は不当労働行為やって戻す」「お前の辞令もすぐ出る。見習いにもすぐつける」等と述べた。

- (21) 平成 4 年 1 月 31 日、12.24 署名に応じた 41 名を含む 78 名の西労脱退届が、福地山地本に提出された。
- (22) 平成 4 年 2 月 3 日、X 2 地本委員長ら福知山地本三役と Y 1 助役が話し合いを行い、同助役は、X 4 執行委員を検修職場に配属する等と述べた。
- (23) 平成 4 年 2 月 10 日、X 2 地本委員長及び X 3 地本書記長は、Y 4 次長及び Y 9 課長代理らと話し合い、福知山地本は、組合攻撃に関する福知山支社の説明は納得できない旨述べた。
- (24) 平成 4 年 2 月 21 日、西労及び福知山地本は、当委員会に対し、本件救済申立てを行った。
- (25) 平成 4 年 3 月 10 日、会社は、X 4 執行委員に対し、検修職場への配属を発令した。

なお、発令には、現場長である Y 3 運転所長から福知山支社に対する上申書提出が必要であるが、この上申書は、同年 2 月に提出されていた。

4 請求する救済の内容

申立人らが請求する救済の内容の要旨は次のとおりである。

- (1) 会社は、会社管理職やY 1 助役をして、福知山支部の組合員に対し、西労からの脱退を慫慂し、西労の組合活動に支配介入してはならない。
- (2) 会社は、会社管理職やY 1 助役をして、福知山支部役員に対し、役員辞任を慫慂し、西労の組合活動に支配介入してはならない。
- (3) 謝罪文の掲示

第2 判 断

1 当事者の主張要旨

- (1) 申立人らは次のとおり主張する。

ア Y 1 助役らの以下の行為は、組合の運営に対する支配介入であり、不当労働行為である。

- ① 平成3年12月21日、Y 1 助役がX 1 支部委員長に対し、西労を脱退して西労組に加入するよう勧誘し、同支部委員長をして福知山支部組合員を集団脱退させるよう工作することを強要したこと。
- ② 平成3年12月22日及び23日、Y 1 助役が検修職場主任らを使って、西労の組合員に対し、脱退勧誘を行い、西労から西労組へ帰る旨の署名、捺印をさせたこと。更に、この署名を拒んだ西労の組合員に対して、Y 1 助役が面談し、署名、捺印を強要したこと。
- ③ 平成3年12月24日、X 1 支部委員長を招いて魚辰での会合を行い、検修職場における西労の弱体化をY 7 支社長ら支部幹部と共に確認させたこと。
- ④ 平成4年1月7日、Y 1 助役がX 4 執行委員に対し、執行委員を辞任しないと検修職場への配属辞令が発令されないとして、福知山支部執行委員の辞任を強要したこと。
- ⑤ 平成4年1月23日、Y 1 助役が西労の組合員に対し、西労脱退届及び西労組への加入届けに署名、捺印を強要したこと。

イ 助役は、通常会社では課長や部長に相当する地位にあり、使用者性が肯定されるべきものである。また、助役という地位だけでは使用者性に異論があるとしても、会社が申立人らを敵視しており、会社がY 1 助役の一連の脱退工作を積極的に利用する意思でこれを黙認していたことは明らかであるから、Y 1 助役のかかる行為は、使用者としての会社の行為と評価しうるものであって、会社の不当労働行為である。

- (2) 被申立人は次のとおり主張する。

ア 本件は、併存する組合間の問題に過ぎないのであって、西鉄労の組合員であるY 1 助役の言動に会社の関与はなく、不当労働行為には当たらない。

イ 申立人らの主張する行為に対する被申立人の主張は、次のとおりである。

- ① 平成3年12月21日の件について、会社は、この日のY 1 助役とX 1

支部委員長の会話内容を知り得ないが、同助役が行ったとする発言自体が事実かどうか疑わしい。

また、同助役に対する会社管理職による働きかけは、存在しなかった。

- ② 平成3年12月22日及び23日の件について、申立人らは推測によりその事実を主張しているに過ぎない。

また、12.24署名に応じた41名は、自らの意思で署名、捺印したものであり、何ら問題はない。

- ③ 平成3年12月24日の魚辰での会合は、企画増収グループの活動により実績を上げていた検修職場の意見を聞き、激励することを目的とした業務打合せ会に過ぎない。

また、申立人らは、この会合のいずれの部分がいかなる意味で不当労働行為であるのかを明らかにしていない。

- ④ 平成4年1月7日の件についても、会社はそのやりとりを知り得ないものであるが、Y1助役がX4執行委員の勤務態度と勤務時間内の組合活動について注意し、改善を求めたものであったと推測される。かかる言動について、福知山支社の指示等は、何ら存しない。

- ⑤ 平成4年1月23日の件についての申立人らの主張は、全て伝聞であり、不自然である。

また、この会合の出席者は、自らの意思で西労脱退届及び西労組加入届けに署名、捺印したもので、これは組合間における多数派工作の中で起きた問題に過ぎない。

2 不当労働行為の成否

(1) 12.21会談におけるY1助役の発言について

前記第1.2(11)認定によれば、12.21会談において、Y1助役は、X1支部委員長に対し、「新しい組合へ行って、委員長をやれ。西労にいたのでは、仕事をとれない、西労の組織率が高すぎる」旨述べており、同助役は、検修職場における西労の組織率の低下を企図して、同支部委員長に対し、西労からの脱退を求めていることが認められる。

また、この西労の組織への対応について、Y1助役は、前記第1.2(8)、(9)及び(11)認定のとおり、①Y4次長と喫茶店で話し合ったのと同じ平成3年12月18日に、X4執行委員に対し、「今日、次長から支社に呼ばれ、組合の組織率の問題で何とかしてくれと頼まれた」と述べたこと、②その翌19日、X1支部委員長に対し、前日のX4執行委員への話しと同内容を伝えたくて、「西労の組合員を全部引き連れて、西鉄労へ行ってくれ。4項目要望等の仕事の確保のためにも、福知山運転所、特に検修の組織率が高かったら非常に困る。なんとかY4次長の意を受けて働いてもらわれんか」と述べたこと、さらに、③12.21会談において「どうしても、わしの言うことが聞けんのやったら、支社長に直接確かめてみる」「12月24日におれが一席設けたる」と述べ、同助役がY4次長や支社

長の意を受けているかのような発言をしていることが認められる。

そこで、この当時のY1助役が置かれていた背景について見ると、前記第1.2(1)及び(3)、(4)、(7)認定によれば、①平成2年以降、検修職場では人員削減が行われ、これに対して、同助役は、同3年11月当時、検修職場での業務確保のために、4項目要望を行っていたが、同要望は実現していなかったこと、一方で、その同時期に、②平成3年10月24日、労働災害事故防止強化月間に係る実態調査の場において、本社側の出席者が行った「他の職場に比べて、西労の組織率が高い」旨の発言を同助役がきいていたこと、③同年11月20日、西労が第3回臨時大会で、平成4年春闘方針としてスト権確立を決定していたこと、また、④同年12月18日、Y4次長と同助役らが喫茶店で話し合った際に、同次長が「今までいろいろ努力して成果を上げた。もし、ここで大きな事故や重大な事柄が発生すると支社はペしゃんこになってしまう」と述べたことが認められる。こうした背景から、西鉄労組合員であるY1助役は、検修職場の業務確保の方策としての4項目要望の実現と西労の組織率とを関連づけ、西労の組織率が高いままでは検修職場を守ることができないと強く考えるに到ったことが容易に推認される。

そこで、前記第1.2(4)及び(13)認定によれば、4項目要望はY1助役の提案したものであって、同助役は検修職場を守ることについて福知山支社長などに訴えていた立場にあり、また、同助役はY6課長代理や他の助役などがこれについて何もしていないなどと不満を述べていたことからすると、そもそも、福知山支社の検修職場を人員削減から守るという活動自体が、Y1助役の個人的動機に基づくものであったと考えられる。

また、労働災害事故防止強化月間に係る実態調査の場における本社側出席者の「他の職場に比べて西労の組織率が高い」旨の発言及びY4次長の「ここで重大な事柄が発生すると支社がペしゃんこになってしまう」との発言は、会社管理職らあるいは同次長が、Y1助役に対し西労の組織率を低下させることを指示又は依頼したものと認めることはできず、また、後記(3)判断のとおり、Y7支社長の魚辰における発言も、同支社長が同助役に何らかの西労対策を指示したものと認めることはできない。

したがって、Y1助役の行動が会社上司の意を受けたものである旨の同人の上記発言は、4項目要望を行う等によって検修職場の業務確保と人員削減に歯止めをかけようとしていた同助役が、自己の活動を効果あらしめるために、Y4次長等の上司の名前を持ち出したものとみるのが相当である。

加えて、Y1助役のこれら行為について福知山支部及び福知山地本がどのように取り扱っていたかについて見ると、前記第1.2(9)ないし(12)認定によれば、X1支部委員長は、①平成3年12月19日にY1助役から西労からの集団脱退を働きかけられた際に、「一存では判断できない」と

して、脱退をも検討する姿勢を示していること、②同日の執行委員会の後、X 2 地本委員長に対し、福知山地本としての対応を保留するよう要請し、同地本もこれに応じていたこと、③同月20日に同助役から「福知山運転所の西鉄労と鉄産労の統一までに西鉄労に変われば、主流でいけるが、どうか」と働きかけられた時にも、その場で反論していないこと、④同月21日に同助役から「新しい組合へ行って、委員長をやれ」と働きかけられた際にも「自分の一存でどうこうなる問題ではない。執行委員会で話をする」とのべていること、また、⑥12.21会談の直後に開催された福知山支部執行委員会では同助役の西労への働きかけについて、一般組合員については個々の判断に任さざるを得ない旨決定していること、さらに、⑥同執行委員会では、魚辰会談について、X 1 支部委員長が西労を脱退しない決意を表明するために出席する旨決定する等の議論がなされたこと、がそれぞれ認められる。

組合員の脱退問題という、本来、労働組合として看過できない重大問題であるにもかかわらず、こうした福知山支部及び福知山地本の対応は、会社の支配介入があった場合の労働組合の対応としては緩慢に過ぎると言わざるを得ず、かえって、前記第1. 2(2)及び(10)認定によれば、Y 1 助役は西労組組合員であるとともに、X 1 支部委員長らとは動労時代からの付き合いがあり、また、同支部及び同地本は、同助役の言動が時間内組合活動であるとして会社に対し、抑制指導するよう求めていることが認められるのであるから、同支部及び同地本自体も、Y 1 助役の一連の言動を同人の西労組組合員としての組合活動であると認識していたと考えられる。

以上からすれば、12.21会談におけるY 1 助役の発言は、助役という職制上の立場を利用したものではなく、別の労働組合に所属する同人が自らの考えで、西労の組織率を低下させる必要があるとして行ったものと解するのが相当であり、会社の西労に対する支配介入行為と見ることはできない。

したがって、12.21会談のY 1 助役の発言については、不当労働行為とは言えない。

(2) 12.24署名について

前記第1. 2(14)認定によれば、平成3年12月22日から24日にかけて、Y 1 助役は、10数名の主任に提案し、また自ら説得を行って、41名分の西労から西労組へ帰るための12.24署名を集めたことが認められる。

ところで、この12.24署名については、前記第1. 2(15)認定のとおり、①Y 1 助役自身が、同月24日夕刻の魚辰会談の前に、X 1 支部委員長に対し、「この署名の結果で、支社がどう出るか見ものやぞ」と述べていること、②魚辰会談において、Y 1 助役が12.24署名をY 7 支社長に示した際、同支社長は、この署名について「社員が自分で考えて、会社の考え方を理解し、1人ひとりが行動することは、社員にとっても会社にとつ

てもいいことですね」とのみ述べていること、また、③支社長が到着する前に、X 1 支部委員長が、「今回のことは、社員 1 人ひとりが自分で考え行動したものである」とのべたこと、が認められる。

これらからすれば、12.24署名については、福知山支社が関与したものではなく、Y 1 助役が、魚辰会談の場で、Y 7 支社長に対し検修職場での西労の組織率低下及び自己の行動の成果を示そうとして、独自の考えで行ったものと判断される。

西労組に所属し、X 1 支部委員長とも付き合いの深い Y 1 助役が、自らの個人的判断に基づいて、検修職場での 4 項目要望実現と業務量の確保のために、検修職場における西労の組織率の低下を図ろうと活動していたことは前記(1)判断のとおりであり、また、12.24署名については、X 1 支部委員長が「今回のことは社員 1 人ひとりが自分で考え行動したものである」と述べていることからして、同署名は、究極的には西労組合員の、西労に留まるか、西労組に所属すべきかという所属組合の選択の結果とみるのが相当である。

したがって、12.24署名についての Y 1 助役の行為は会社の不当労働行為とはいえない。

(3) 魚辰会談について

前記第 1. 2 (15)認定によれば、平成 3 年 12 月 24 日、Y 7 支社長、Y 4 次長、Y 8 運輸課長、Y 9 課長代理、Y 1 助役及び X 1 支部委員長が出席して魚辰会談が行われ、懇談の席上、① Y 1 助役から「組合をとるのか、社員や家族をとるのかを徹底的に話し合った。その結果、会社側の考え方に同調するのが多く出た」旨述べたこと、また、② 同助役が Y 7 支社長に対して「検修職場を守るため一生懸命努力するので、支社長にも努力していただきたい」旨述べて 12.24 署名を示すなど、同会談で西労の組織問題が話題とされたことは認められる。

しかしながら、同認定によれば、魚辰会談は Y 9 課長代理の趣旨説明及び Y 4 次長の企画増収グループの実績を称える挨拶で開始され、西労の問題は Y 1 助役から出されたものである。

また、Y 1 助役から示された 12.24 署名について Y 7 支社長の発言についてみても、前記のとおり「社員が会社の考え方を理解し、1 人ひとりが行動するということは、社員にとっても、会社にとってもいいことですね」とのみ述べられたもので、これを西労の組織・運営について会社が関与することを述べたものと認めることはできない。

加えて、席上、X 1 支部委員長は「自分は立場上西労を脱退しないが、今回のことは、社員 1 人ひとりが自分で考え、行動したものであるので、組合として新たな行動はしない。」と述べ、検修職場における西労の組合員の組織からの離脱を事実上容認するとともに、同支部委員長は、「Y 1 助役とは徹底的に話し合った」と、西労組合員の組織からの離脱について、会社が関与するものでなく、Y 1 助役との関係においておこなわれ

たものであることを述べている。

したがって、魚辰会談について、会社に不当労働行為を認めることはできない。

(4) X 4 執行委員に対する辞任要求について

前記第 1. 3 (3)ないし(8)認定によれば、①平成 4 年 1 月 7 日朝、Y 1 助役は、X 4 執行委員を呼び出し、「お前を検修に配属する辞令が次長のところで止まっている」「相手は条件を言ってきた」「検修に配属する辞令を出すための条件は、X 4 執行委員が執行委員をやめることである」と述べたこと、②同日午後、組合事務所において、同助役は、「X 4、おまえ執行委員やめろ」と発言し、「これは不当労働行為である」との抗議に対しても「それは分かってる」と答えていることが認められる。また、③翌 8 日、Y 1 助役が X 1 支部委員長に電話を架け、「X 4 執行委員は検修で預かれない」旨述べたこと、それを受けて同支部委員長と X 4 執行委員らが協議し、同執行委員は、同助役に対し執行委員を辞任する旨伝えたこと、④同月 9 日の話合いにおいて、Y 1 助役は、X 4 執行委員に対し、福知山支部執行委員を辞任し、西労からも脱退する等の 3 条件を提示し、同執行委員はこれを受諾する旨述べたこと、がそれぞれ認められる。

ところで、Y 1 助役は X 4 執行委員の辞令について、同月 7 日に「次長のところで止まっている」と述べているが、一方では、前記第 1. 3 (3)、(9)及び(25)認定によれば、このことについて、Y 10 助役に「おまえ知っとるか」と聞いていること、また、X 4 執行委員が 3 条件を履行しなかったにもかかわらず、同 4 年 3 月 10 日に同執行委員を検修職場へ配属する発令がなされていることが認められ、これらからすれば、X 4 執行委員の辞令発令に当たって、会社が同執行委員の組合所属を理由とする特段の条件を付していたと見ることはできない。

むしろ、Y 1 助役の、「X 4 執行委員の検修職場配属の条件は、福知山支部執行委員の辞任である」との発言は、X 2 地本委員長及び X 1 支部委員長から同執行委員を検修職場に配属するよう要請を受けていた同助役が、会社の方針とは関係なく、独自の判断により行ったものと見られる。

また、前記第 1. 3 (19)認定によれば、福知山地本も、この Y 1 助役の行為について、同月 28 日の福知山支社との話合いにおいて、「Y 1 助役が勤務時間中、組合活動を堂々とする行為に対する支社の指導性を問いたい」と申し入れており、同助役の言動を別組合の組合活動と捉えていたことが窺える。

したがって、Y 1 助役の同月 7 日の X 4 執行委員に対する組合役員辞任についての発言は、会社の不当労働行為とは認められない。

(5) 平成 4 年 1 月 23 日の Y 1 助役から西労の組合員に対する働きかけについて

前記第1. 3 (16)認定によれば、平成4年1月23日、午後6時過ぎから企画増収グループの会議が開かれ、増収活動についての話の後、Y1助役が、「午後5時29分以降、わしは助役ではない。西鉄労の組合員だ。わしはお前らを出向に向かうホームで見送りたい。西鉄労に帰ってこい。西労の者がお前らに何か言ってきたらわしが守ってやる。2階へ行って判子ついてこい」と述べたこと、及び2階の検修室において主任Y14の立ち合う中、約20名の西労組合員が西労脱退届、西労組加入届及び西労組の組合費引き去り依頼書に署名、捺印したこと、がそれぞれ認められる。

しかし、同日のY1助役の言動に会社が関与した事実は認められないこと及び本件における同助役の一連の言動から見れば上記行為も、同助役の西労組組合員としての活動とみるのが相当である。

したがって、同日の同助役の言動は、会社の不当労働行為とは認められない。

(6) Y1助役の職務権限について

申立人らは、会社における助役は、通常会社では課長や部長に相当する地位にあり、Y1助役の言動については使用者性が肯定されると主張する。

この点について見るに、確かに助役は、職場における実務上の業務を統括する地位にあるが、一方においては、労働組合員資格をも有しているから、その使用者性の有無については、個々の具体的な行為に則して判断するのが相当である。本件は前記(1)ないし(5)判断のとおり、Y1助役が、西労組の組合員としての立場で、個人的動機及び判断に基づいて行った一連の行動と判断されるので、この点に関する申立人らの主張は採用できない。

以上の事実認定及び判断に基づき、当委員会は、労働組合法第27条並びに労働委員会規則第43条により、主文のとおり命令する。

平成8年5月31日

大阪府地方労働委員会

会長 由良 数馬 ㊟